

## 包装食品における 表示法 特集

消費者が商品を適正に選択できる表示を。

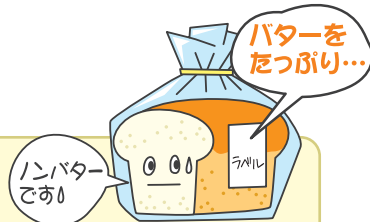
不当な表示が消費者不信を招いているともいわれ、包装食品の表示には一層の正確さが求められています。今回は不当な表示を規制している表示法を紹介いたします。



例えば以下のような事例が該当します。

優良誤認・・・品質、規格その他の内容についての不当表示  
例)

- 「バターをたっぷり練り込んだ」と表示しているがバターを使っていなかった。
- 「天然果汁100%」と表示しているが、実は60%しか使っていなかった。
- 機械打ちの麺製品に「手打ち」と表示していた。
- 食品添加物を使用した食品に「無添加」と表示していた。



誤認させる表示

誤認させるイラスト

優良と誤認する表示

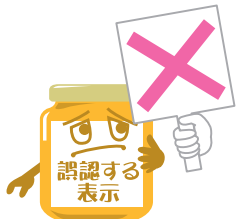
有利誤認・・・価格その他の取引条件についての不当表示  
例)

- 「キャンペーン期間につき増量」と表示しているが通常の内容と同様だった。
- 内容量を多く見せるため過大包装していた。

有利と誤認する表示

これらの表示は、容器やパッケージ、ラベルだけでなく、ポスターやチラシなども含め、消費者に知らせる広告や表示全般で禁止されています。

消費者がより良い商品を安心して選べるように、不当な表示や過大な景品付き販売から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法」(不当景品類及び不当表示防止法)です。



消費者がより良い商品を安心して選ぶことができる環境づくりのための大切な役割を担っています

景品表示法

消費者に誤認される不当な表示を禁止

一般消費者の利益の保護

不当な顧客誘引の禁止

不当な表示とは

優良と誤認する表示

有利と誤認する表示

▶▶ 景品表示法、不当表示など、詳しくは消費者庁のホームページをご参照ください。

**Q** 表示のルールやガイドラインなどありますか？

**A** 景品表示法という法律を違反しないように、様々な事業者団体が自主的に表示についてのルールを定め、適正な表示に努めています。

事業者団体が自主的に定めたルールを「公正競争規約」といいます。必要な表示事項や表示の基準、特定の用語の禁止を定めています。



**Q** どのような商品の事業者団体がルールを定めているのですか？

**A** 平成24年10月現在、食品一般と酒類を合わせて44の規約が定められています。

**表示の規約のある商品** →

例	はちみつ	食品のり	削りぶし	ビスケット	明太子	鶏卵	生めん	食肉	しょうゆ	豆乳	泡盛
	牛乳	ドレッシング	缶詰	チョコレート	チョコレート利用食品	うに	合成レモン	マーガリン	トマト加工品	ビール	酒類小売業
	味噌	食塩	食酢	ハムソーセージ	観光土産品	チーズ	食パン	果実飲料	即席めん類	輸入ビール	ウイスキー
	はちみつ	殺菌乳酸菌飲料	アイスクリーム	ロイヤルゼリー	粉わさび	チューニングガム	もろみ酢	コーヒー飲料	レギュラーコーヒー	蒸留しょうちゅう	輸入ウイスキー

**各事業者団体の公正競争規約をご確認ください**

**Q** 不当な表示例を教えてください。

**A** 例えば果実飲料の場合は、果汁・果実が全く入っていないか、また、入っていても微量（5%未満）であるのに、商品名に果実の名称を用いたり、容器に果実の絵を書くなど、あたかも果汁・果実が入っているかのような印象を与える表示が禁止されています。

無果汁の記載なし & 果実名が入ったタイトル & 果実のイラスト入り

☑ 果実飲料の表示に関する公正競争規約での例です

**Q** 表示が守られない場合、罰則などあるのですか？

**A** 加盟事業者が規約を守らない場合は、違約金や除名などの措置がとられます。

